

会 議 録

会議の名称	和泉市個人情報保護審査会
開催日時	令和元年8月29日(木) 午前10時10分から午前11時20分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護審査会委員 森口会長、伊藤委員、的場委員、島田委員</li> <li>・実施機関(総務部総務管財室) 高垣総括主幹、尾崎主任、小林主任</li> <li>・実施機関(生きがい健康部福祉総務課) 富尾課長、横田課長補佐</li> <li>・事務局職員(総務部総務管財室) 近藤室長、船津総括主幹、松本主任、堀田主事、松藤主事</li> </ul>
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年度個人情報保護制度の運用状況について(報告)</li> <li>2 基幹統計調査における住民基本台帳の利用等について(諮問)</li> <li>3 プレミアム付商品券事業システムのクラウド化について(報告)</li> </ol>
会議の要旨	・所管課及び事務局から案件の説明を受け、質疑応答を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他( )
その他の必要事項	会議公開(傍聴者あり)

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

**1 平成30年度個人情報保護制度の運用状況について(報告)**

事務局から請求件数、不服申立ての件数等の報告及び請求内容の状況について報告を行った。

- ・平成30年度の請求等の件数は16件、決定内容については開示等が7件、部分開示等が8件、取り下げ1件となっている。
- ・請求等の主な内容としては、戸籍謄本等に関する請求が3件、住民票等に関する請求が3件あった。
- ・傾向としては、住民票と戸籍証明については、本人通知制度があり、自分の情報が取得

された場合、本人に通知されることから、その制度を利用した開示請求が多くなっている。

- ・令和元年度は8月末現在8件の請求があり、昨年と比べてほぼ同数の現状。傾向は大きくは変わらないが、住民票等に関する請求等、戸籍関係証明に関する請求等が出ている。

委員 本人通知制度について、請求があったことのみが通知されるのか。誰が請求したかまでは通知されないため、個人情報の開示請求を行うのか。

事務局 その通りである。請求者までは通知されない。

委員 開示請求者以外の個人情報を非公開にして開示手続を行うのか。

事務局 その通りである。

## 2 基幹統計調査における住民基本台帳の利用等について（諮問）

資料に基づいて、総務部総務管財室から説明を行った。

- ・統計法に基づき様々な基幹統計調査を法定受託事務として実施。

市民の個人情報の保護意識の高まり、統計調査員の不足等により、調査が困難になってきている。

限られた調査期間の中で正確に調査を実施するためには、住民基本台帳を利用した効率的な調査の実施が必要である。

- ・住民基本台帳の情報を調査結果に補記の上、大阪府に提出する。

国から住民基本台帳の利用が可能である旨の通知が発出されている調査もあるが、一方で、実際の利用に当たっては各市町村で定める個人情報保護条例等を踏まえて必要な手続を講じることになっている。

利用に関しては、和泉市個人情報保護条例第9条第1項第5号に規定する「同一実施機関内で利用する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではない。」に該当するが、提供に関しては根拠条文が明確でないため同項第6号に基づき諮問する。

- ・利用する個人情報は、住民基本台帳に記載の氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報、宛名番号等であるが、利用する個人情報は調査ごとに異なる。
- ・住民基本台帳を利用する統計調査は、国から利用可能の通知があるものに限る。
- ・他市町村の状況として、回答があった府内35市町において、国勢調査ではほとんどの市町が住民基本台帳を利用している。
- ・個人情報保護措置として、利用の場面では、利用する個人情報は必要最小限度とすること、住民基本台帳システムを操作する利用者を市職員に限定すること、書類は施錠できる場所で保管する等の措置を講ずる。

提供の場面では、提供する個人情報が必要最小限度とすること、大阪府に持参する際は複数職員で搬送すること、電子メールの場合は暗号化する等の措置を講ずる。

委員 効率的な調査のため、平成27年から住民基本台帳を利用しているとあるが、導入時から効率は上がったのか。

総務管財 市民の個人情報の意識が高まる中、騙り調査等を警戒し、氏名も教えてもらえない。住んでいることは確認できても、何人世帯なのか等もわからないことが多々あり、そういう場合に住民基本台帳で確認できるということで、事務はやりやすくなった。

委員 利用の場面を想定した際、国等からの利用ができる通知があった場合とあるが、国等の等とは国以外のどこを想定しているのか。併せて、提供の場面を想定して際、紙媒体を大阪府等に持参するとあるが、大阪府等の等とは大阪府以外のどこを想定しているのか。

総務管財 実務として、国からの通知は大阪府にあり、府を経由して市町村へと通知があるので、等という表現になっている。調査書類の提出先は原則大阪府になるが、農林業センサスのように近畿農政局に提供する場合もあるため、等という表現としている。

委員 既に国から通知があるものとして、国勢調査、全国家計構造調査、農林業センサスがあるが、それ以外の調査で住民基本台帳を利用する必要性はどこにあるのか。

総務管財 現状では具体的な利用方法が決まっているわけではないが、今後利用できる旨の通知があれば、利用を検討したいと考えている。

委員 利用と外部提供の違いは。利用はするが提供しないという他市の回答が見受けられるが、どういうケースが考えられるのか。

総務管財 農林業センサスの場合は、近畿農政局から送られてきた名簿に住民基本台帳で得た情報（転入、転出等）を追記して提出することになる。この場合は、明らかに利用及び提供になると考えている。

国勢調査の場合は、わからない部分を住民基本台帳を利用して補記した上で、大阪府へ提出することになるが、それを提供と考えていない市町村もあった。

委員 実態として、利用して提供しないということはあるのか。

総務管財 国勢調査の場合は、住民基本台帳を利用したが、最終的に提出する調査票には反映させないこともある。また、全国家計構造調査では、単身世帯か複数世帯かの区分を確認するだけであれば、調査票に反映されるわけではないので、提供に当たらないと考えられる。

単身世帯か複数世帯かで調査票が分かれているので、対象を判別するために住民

基本台帳を利用する。提供する情報はあくまで調査対象者自ら回答した情報である。

委員 調査対象の判別には利用するが、提供する情報には住民基本台帳によって得た情報は含まれていないということか。

総務管財 その通りである。

委員 住民基本台帳で得た情報は提供することがないということでもいいのか。

総務管財 住民基本台帳台帳で得た情報を提供する可能性も考えられるので、諮問させていただいている。

委員 調査員は市の職員になるのか。

総務管財 国勢調査は国家公務員、その他は大阪府の職員になる。

委員 住民基本台帳から作成したデータを提供することも外部提供に当たるということだが、調査員にそのデータを渡すということでの外部提供の場面はあるのか。

総務管財 住民基本台帳から作成したデータをそのまま調査員に渡すことは想定していない。市職員が作成したデータは、そのまま大阪府等に提出することになる。

農林業センサスでは住民基本台帳を利用し、加工した名簿を調査員に渡すことが、外部提供に当たる。

委員 実施機関としては、このことが外部提供していると考えているのか。

総務管財 その通りです。

委員 提供する情報は紙媒体か。また、調査終了次第すべて回収するということか。

総務管財 その通りです。

委員 電子メールによる提供とあるが、具体的にはどのような場面になるか。

総務管財 大阪府から調査票等をメールで提出するよう要求されることがある。

委員 メールは自治体のみのネットワークを利用するのか。

総務管財 その通りである。Excel 等を送信する際は、個別にパスワードを設定する。

委員 参考資料2において、吹田市、岸和田市では統計調査は個人情報保護条例の対象外とあるが、和泉市としてはどのような考え方か。

総務管財 吹田市、岸和田市では統計法に基づき、統計調査は個人情報保護条例の対象外と考えているが、和泉市では個人情報保護条例の範囲内で利用していきたいと考えている。

(実施機関退出)

審議

委員 答申について、実施機関の申出の通り認めるのか、提供という概念を重く捉え、利用は可能とし、提供については不可とするのか。

委員 利用と提供を切り離すのは、実務的にはかなり困難であるように思う。

委員 利用と外部提供では概念として大きく違うが、今回の事務では切り離すのは困難。

委員 各市によって考え方も様々であり、統計法に基づき個人情報保護条例の対象外としている市町もある中、和泉市としては重く捉えているということ。

委員 提供を禁じたところで、提供の概念が縮小するだけあり、実態としては変わらない気がする。法定受託事務として統計調査は実施しなければならない。その調査事務を効率的に行うためには、住民基本台帳を利用する必要がある。それを外部提供とみなすか否かというところ。実施機関はそれも含め提供とみている。それだけ真摯に考えているというのは理解できる。

委員 実施機関としては、広い概念で外部提供として考えている。実務としては、これまで通り事務を進めてよいと考える。その方向性でよろしいか。

委員 異議なし。

### 3 プレミアム付商品券事業システムのクラウド化について（報告）

資料に基づいて、生きがい健康部福祉総務課から説明を行った。

- ・消費増税が低所得者並びに3歳未満の子どもがいる子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、10月1日から和泉市プレミアム付商品券を販売する業務。
- ・Wiz-LIFE 内で税情報や住民記録情報と連携をとり、対象者を抽出し、申請書発行、引換券発行などの管理、照会、異動を行う。
- ・システム利用は基幹系端末に限定。端末起動には静脈認証が必要。システム起動時に再度静脈認証若しくはID・パスワードによる認証が必要。契約書には個人情報取扱特記事項を明記する。

委員 対象者を絞り込んでいるのになぜ審査が必要なのか。

福祉総務 例として、扶養者が市外在住の場合は、本市には税情報がないので、本人の申告を基に審査することになる。また、税の申告は遡及申告が可能なので、案内を送付した後に、税情報が変わる可能性があるため、随時確認する必要がある。

委員 Wiz-LIFE に追加された情報は今後どうなるのか。

福祉総務 次年度以降も国への補助金交付申請や市民からの問い合わせが考えられるので、継続管理を考えている。

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。